

平成28年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年11月25日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月25日 午前10時00分		
	閉 会	11月25日 午前10時22分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	島 袋 誠	11	座間味 薫
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓		
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企 画 財 政 課 長	當 山 清 巳		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	与 那 満		
建 設 課 長	金 城 正 明			

平成28年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成28年11月25日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第49号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第6回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 島袋 誠議員及び11番 座間味 薫議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第49号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第49号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年11月25日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

沖縄県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ所要の改正を行う必要があるため、本案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正する条例

(今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例(昭和60年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の80.0」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表
表（略）

別表第2（第5条関係）

教育職給料表
表（略）

第2条 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「22歳」の前に「満」を、「以後」の次に「最初」を加え、「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「22歳」の前に「満」を、「以後」の次に「最初」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「60歳」の前に「満」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「なつた」を「なった」に、「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。）」を削り、同項第1号中「至つた」を「至った」に改め、同項第2号中「至つた」を「至った」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「該当する」を「掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第11条第2項中「なつた」を「なった」に、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「至つた」を「至った」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「、次の各号のいずれに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親

族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第18条中「第2項」を削る。

第19条第1項中「第28条」の前に「法」を加える。

第19条の4第2項中「100分の90」を「100分の85」に改める。

第23条第6項中「第28条」の前に「法」を加え、同条第7項中「第20条」を「第19条」に改め、「同上」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（今帰仁村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条の4第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(扶養手当に関する特例)
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第11条の2の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員には配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、

そのうち1人について9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

平成28年4月1日適用

行政職給料表

別表第1（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200

4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400

39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400

74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			

109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			

平成28年4月1日適用

教育職給料表

別表第2（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100
2	142,700	193,500	229,500	263,000
3	143,900	195,300	231,000	264,800
4	145,000	197,100	232,600	266,900
5	146,100	198,700	234,100	268,700
6	147,200	200,500	235,800	270,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500
8	149,400	204,100	238,900	274,600
9	150,500	205,800	240,300	276,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700

11	153,200	209,400	243,400	280,800
12	154,500	211,200	244,800	282,800
13	155,800	212,600	246,300	284,800
14	157,300	214,400	247,800	286,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900
18	163,200	221,300	253,700	294,900
19	164,700	222,900	255,400	297,000
20	166,200	224,500	257,200	299,000
21	167,600	226,000	258,800	301,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100
23	172,900	229,300	262,300	305,100
24	175,500	230,900	264,000	307,200
25	178,200	232,200	266,000	309,000
26	179,900	233,700	267,900	311,100
27	181,600	235,100	269,700	313,200
28	183,300	236,400	271,500	315,200
29	184,800	237,700	273,200	317,100
30	186,600	238,900	275,100	319,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200
32	190,100	241,100	278,700	323,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700
34	193,200	243,600	282,300	326,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600
36	196,200	246,100	286,000	330,700
37	197,500	247,000	287,600	332,600
38	198,800	248,400	289,300	334,500
39	200,100	249,800	291,100	336,500
40	201,400	251,300	292,900	338,400
41	202,700	252,700	294,600	340,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000
44	206,600	256,800	299,500	345,900
45	207,800	258,000	301,200	347,400

46	209,100	259,300	302,900	348,800
47	210,400	260,700	304,500	350,300
48	211,700	262,000	306,200	351,800
49	212,800	263,300	307,300	353,400
50	213,900	264,400	308,800	354,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400
52	216,000	267,000	311,900	356,400
53	217,100	268,000	313,500	357,300
54	218,100	269,100	315,100	358,400
55	219,000	270,400	316,700	359,300
56	220,000	271,700	318,200	360,400
57	220,600	272,800	319,700	361,300
58	221,500	273,800	320,900	362,000
59	222,300	274,800	322,100	362,700
60	223,200	275,900	323,300	363,400
61	223,900	277,100	324,000	363,800
62	224,900	278,100	324,900	364,400
63	225,700	279,000	325,700	365,100
64	226,600	280,000	326,500	365,800
65	227,300	280,700	327,400	366,100
66	228,100	281,600	327,800	366,800
67	229,000	282,300	328,500	367,500
68	230,100	283,200	329,300	368,200
69	230,800	284,200	330,100	368,500
70	231,500	285,000	330,800	369,100
71	232,100	285,800	331,500	369,800
72	232,900	286,600	332,200	370,400
73	233,700	287,400	332,700	370,700
74	234,400	287,900	333,300	371,300
75	235,100	288,300	333,800	372,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600
77	236,400	288,900	334,700	373,000
78	237,200	289,300	335,200	373,500
79	238,000	289,500	335,600	374,100
80	238,700	289,900	336,100	374,600

81	239,400	290,100	336,500	375,100
82	240,100	290,300	337,000	375,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200
84	241,500	291,000	338,000	376,500
85	242,100	291,300	338,300	376,900
86	242,800	291,600	338,700	377,400
87	243,500	291,900	339,200	377,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200
89	244,900	292,600	339,900	378,600
90	245,400	293,000	340,300	379,100
91	245,800	293,300	340,800	379,500
92	246,300	293,700	341,200	379,900
93	246,600	293,800	341,400	380,200
94		294,000	341,800	
95		294,400	342,300	
96		294,800	342,700	
97		295,000	342,800	
98		295,300	343,300	
99		295,700	343,700	
100		296,100	344,000	
101		296,300	344,300	
102		296,600	344,700	
103		297,000	345,100	
104		297,300	345,500	
105		297,500	346,000	
106		297,800	346,400	
107		298,200	346,800	
108		298,500	347,200	
109		298,700	347,700	
110		299,100	348,100	
111		299,500	348,400	
112		299,800	348,700	
113		299,900	349,200	
114		300,200		
115		300,500		

116		300,900	
117		301,100	
118		301,300	
119		301,600	
120		301,900	
121		302,300	
122		302,500	
123		302,800	
124		303,100	
125		303,400	

次に、新旧対照表を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 議案第49号、質疑します。

提案理由には、沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告ということで提案されておりますけれども、いろんな難しい言葉で書かれていますけれども、わかりやすくできないのかと思ひています。例えば、こちらの扶養手当が6,500円から1万円に上がるということで認識していいのかということです。それと、こっちに送り仮名「なつた」、「なつた」いろいろありますけれども、今副村長が言ったときも「なつた」云々あったのですが、本当は「なつた」とかあるのですが、これはいいのですが、こっちに行政職とか教育職とか1級から2級、等級がありますけれども、県の人事委員会勧告からの云々でありますけれども、この表は各市町村一緒なのか、今帰仁村だけのなのか。詳しい説明を求めます。よく職員の給与云々で等級とかいろいろありますけれども、みんな一緒なのか。行政が厳しい市町村も豊かな市町村も、給料はみんな一緒なのか、答弁を求めたいと思ひます。

- 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

まず初めに、今回の給料の改定につきましては、期末勤勉手当の改正が0.9月、あと給料表の改定が0.27%の改定、それから扶養手当の改正につきましては、配偶者の手当を下げる関係で、配偶者の扶養手当は6,500円に下がります。子に係る手当額を引き上げるということで、子供については1万円の扶養手当を支給することになっているのが主な改定です。あと支給につきましては、給料表につきましては、平成28年の4月1日からの適用ということです。あと扶養手当につきましても、平成29年の4月1日、次年度からの適用という形の改正になっております。あと給料表につきましても、各市町村、同等、同じかということなのですが、県の、各小規模な町村におきましては、人事委員会にかわるものがないので、県の人事委員会のものを参考に、県は国の勧告、それから受けて、県の人事委員会のほうで10月に各市町村の給与担当、総務担当課長を集めて勧告をなされた内容です。それについては、全国、人口規模の大きな市町村については6級、今帰仁村は6級を使っておりますけれども、ほぼ北部地域、名護市以外におき

ましては6級の給料表を使っているところでございます。給料の個々の号給等の金額につきましては、全ての町村同じものを使っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 総務課長、字句の問題も言っていましたが、「なつた」とか「なつた」とか。これは。島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 すみません、答弁漏れがありましたのでお答えします。

字句の「なつた」、「至つた」、「至つた」に関する、代表例で挙げますと、法定の文言の使い方について誤りがあったので、今回改正すべき内容の箇所におきまして、今回の条例改正とともに改正したところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 さっき課長の答弁では職員給料というのは、大体各市町村一緒だということで認識していいわけですよ。けっして今帰仁村が財政厳しいから下がっているとは言えないということですよ。はい、わかりました。それと、今答弁でも6,500円から1万円ということであったのですが、これは、国、県からのほうでこれだけ上がるということですよ。人事院勧告からということ。これ1人につきだから、2人、3人になるとプラスとなるわけですよ。それともう一つは、下がるのもありますよね。これも人事院勧告から下がることですよ。予算のバランスをとるためにやっているのかと思っておりますけれども、上がる面と下がる面がありますけれども、これをみんな向こうからの人事院勧告からの指導のもとですか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 扶養手当の改定についての質疑について、少し詳しく説明いたします。

この扶養手当についての勧告につきましては、国からの国家公務員の扶養手当に関する改正に伴って、県条例、それから市町村条例を同じように改正するところでありまして、配偶者の扶養手当の減につきましては、昨今、国のほうでも議論されております配偶者の控除の関係絡みの関係だと聞いておりますが、1万3,000円であったものが6,500円に段階的に下がっていくということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいま課長から答弁あったとおり、今国会でも配偶者手当云々のありますよね。これに対しての行動だと認識してよろしいわけですよ。配偶者控除云々で今騒がれていますので、これに向けて来年からそういう形でありつつあるということで認識していいわけですよ。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第49号について質疑いたしますが、一番最初の「第19条の4第2項中「100分の80.0」を「100分の90」に改める。」とありますが、次のページで、「「100分の90」を「100分の85」に改める。」とあるのですが、この辺の詳しい説明と、条例の改定後、改定前と給与の総額の差額を答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について説明いたします。

まず、改正条例1条の関係する「19条の4第2項中「100分の80.0」を「100分の90」に改める。」件に

つきましては、公布の日から施行するというので、12月の勤勉期末手当からの適用となる状況です。

あと、2条関係につきましては、2条の「第19条の4第2項中「100分の90」を「100分の85」に改める。」ということは、附則の1項、「2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。」と。あと平成29年4月1日以降につきましては、勤勉手当の分が0.85に戻りますという内容です。

年間を通じてトータルの改定については4.2から4.3なので内容は同じなのですが、勤勉手当はことし12月に0.9上げた分を6月期と次年度以降につきましては、6月期と12月期に分けていきますという内容の改正です。給与の改正後の差額につきましては、トータルの金額は、今予算書を持ってこなくてあれなのですが、改定に係る財源につきましては、108万円の原資が必要だということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前10時22分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 島 袋 誠

署名議員 座間味 薫